

# 市報 きよせ

手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬

No.1304 毎月1日・15日発行  
 令和2年(2020年) **1月15日号**

発行：清瀬市 編集：企画部秘書広報課  
 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842  
 ☎ 042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415  
 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp  
 URL：http://www.city.kiyose.lg.jp/

2020年市制施行50周年

市ホームページはこちら↓

今号の主な内容▶4面：健康づくり推進員の活動を紹介します！／5面：証明書のコンビニ交付サービスが始まります・なでしこリーガーによる清瀬市サッカー教室

## 市・都民税、所得税の申告が始まります

市・都民税の申告は市役所で、所得税(国税)の確定申告は東村山税務署で受け付けます。令和元年(平成31年)中の所得が給与所得、年金所得などの簡易な確定申告であれば申告期間中に市役所でも受け付けますが、市職員による対応となりますので複雑な申告については東村山税務署へお問い合わせください。申告が必要かどうかについて、以下の内容をご確認のうえ、申告の準備をお願いします。なお、令和元年(平成31年)中に清瀬市内に転入された方や平成31年度市・都民税申告書を提出された方に、1月下旬ごろに令和2年度市・都民税申告書を送付する予定です。令和2年度分を提出する必要があるかは下記を参考にしてください。☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

**申告期間**

**2月17日(月)～3月16日(月)**

**税の申告はお早めに！**

### 市・都民税&所得税確定申告チェック表

スタート

当てはまる

令和2年1月1日現在清瀬市に住んでいた

↓

|        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与収入   | <input type="checkbox"/> 年末調整済みの給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超えている<br><input type="checkbox"/> 年末調整をしていない給与収入がある(中途退職で再就職をしていない方、2か所以上から給与の支払を受けている方、年収2,000万円を超えている方など)<br><input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受けられる(★) |
| 年金収入   | <input type="checkbox"/> 公的年金などの収入が400万円を超えている<br><input type="checkbox"/> 公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円を超えている<br><input type="checkbox"/> 公的年金の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受けられる(★)                                               |
| その他収入等 | <input type="checkbox"/> 土地・建物などの譲渡所得や生命保険の満期返戻金などの一時所得がある<br><input type="checkbox"/> 事業所得や不動産所得などがあり、所得税の納付または予定納税、源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる(★)<br><input type="checkbox"/> 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける                                       |

1つ以上当てはまる

↓

1つも当てはまらない

↓

☐ 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない  
 収入がなく(遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみ含む)、清瀬市内に居住する人の税法上の扶養親族となっていない  
☐ ※国民健康保険や後期高齢者医療加入者の場合、軽減や給付額に影響します。  
☐ 確定申告は不要であるが、給与や公的年金以外の収入や追加する必要のある控除がある

当てはまらない

当てはまらない

1月1日現在住んでいた市区町村にご確認ください

**東村山税務署へ所得税の確定申告が原則必要です**

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください  
 東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)  
 ◆確定申告書作成会場(2月17日から)◆  
 東村山税務署(東村山市本町一丁目)

※e-tax(電子申告)であれば24時間いつでも送信(提出)できます。  
 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

(★) 所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

**清瀬市に市・都民税の申告をしてください**

**所得税確定申告及び市・都民税の申告は不要です**

※収入がない方は、市内在住の親族があなたを扶養親族として申告(または年末調整)しているか必ず確認してください。なお、「所得0円」と記載された非課税証明書が必要な場合は、市・都民税申告にて「収入が無い」と申告してください。

### 市・都民税申告期間・受付場所 ※例年と受付時間が異なります。

| 場所         | 期間                | 受付時間                                                                 |
|------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 松山地域市民センター | 2月3日(月)           | 午前9時～11時、午後1時～4時                                                     |
| 生涯学習センター   | 2月4日(火)～6日(木)     | 午前9時30分～午後3時30分                                                      |
| 中里地域市民センター | 2月7日(金)           | 午前9時～正午                                                              |
| 野塩地域市民センター | 2月10日(月)・12日(水)   | いずれも午前9時～11時、午後1時～4時                                                 |
| 竹丘地域市民センター | 2月13日(木)・14日(金)   |                                                                      |
| 清瀬市役所      | 2月17日(月)～3月16日(月) | 午前9時～午後3時(正午～午後1時も受け付けを行います)が、混雑時には通常よりも時間を要する可能性がありますのであらかじめご了承ください |

### 申告期間中は市役所の駐車場が大変混雑します 市役所へは公共交通機関のご利用を

市役所の駐車場は、新庁舎建設工事に伴う臨時用のため、駐車台数が限られており、混雑が予想されます。できるだけ公共交通機関をご利用ください。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

申告時の持ち物など詳しくは2面へ